

申込みから入所までの流れ



認可保育所
小規模保育事業所

認定こども園

幼稚園

申込み方法

保育部分

教育部分

申込み方法

認可保育所、小規模保育事業所及び認定こども園の保育所部分は全施設共通で、毎年9月に翌年4月入園の申込み（第5希望まで）及び支給認定の利用申請を行います。詳細は子育て支援課にお問合せください。

各施設にて入園の申込みを行います。同時に、施設を通じて市に支給認定の利用申請を行います。

市から保育の必要性を認定する「2号認定」及び「3号認定」の認定証が交付されます。また、保護者の就労時間や家庭の状況などの審査を行い、保育の必要性の高い方から順に入所の内定を行います。認定証の交付及び内定通知は、12月初旬を予定しています。

市から教育認定を証明する「1号認定」の認定証が交付されます。

入園決定の日時等、詳細は各施設にお問合せください。

必ず希望したところに入所・入園できますか？

定員以上の申込みがあった場合は、保護者の就労時間や家庭の状況などにより、保育の必要性の高い方から優先的に入所の決定を行います。そのため、希望された保育所に入所できない場合や、兄弟姉妹でも同一保育所に入所できない場合があります。その場合、空きがある保育所の二次募集のご案内、または幼稚園や届出保育施設のご紹介となる場合があります。

各施設にお問合せください。



月々の料金

市が定めた保育料を基に父母の市民税額の合計に応じて決定されます。

■認可保育所・小規模保育事業所・認定こども園
保育部分

0～2歳児 0円～56,000円

3～5歳児 基本保育料無料

■認定こども園教育部分

3～5歳児 基本保育料無料

（別途給食費がかかります。）

入園料、制服代、バス代等がかかります。

月々の料金

基本保育料は無料になります。また、給食費、おやつ代、教材費、冷暖房費、バス代等それぞれの料金設定になりますので、詳細は各施設にお問合せください。